

令和3年度11月補正予算（案）概要

- | | |
|----------------|---|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 11月補正予算事業一覧 | 2 |



吉 岐 市

令和3年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	11月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		23,305,261	89,124	23,394,385	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,773,181	3,773,181	
		診療施設勘定	49,536	49,536	
		計	3,822,717	3,822,717	
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,714,588		3,714,588
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,753,705		3,753,705
	下水道事業特別会計		337,046		337,046
	三島航路事業特別会計		113,829		113,829
	農業機械銀行特別会計		109,486		109,486
合計		8,501,310		8,501,310	
一般会計、特別会計の合計		31,806,571	89,124	31,895,695	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	11月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	724,277		724,277
	収益的支出	815,300		815,300
	資本的収入	145,318		145,318
	資本的支出	428,803		428,803

令和3年度11月補正予算の事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	新型コロナウイルス感 染症対応事業費（商工 振興課）	152,732	55,000	207,732	55,000 新型コロナウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金				0	<p>●事業の背景・目的等 市内の消費喚起を促し、かつ国が掲げる「2025年までにキャッ シュレス化40%」の取り組みに呼応するため、キャッシュレス消費 喚起対策事業を実施する。 1月末まで使用できるプレミアム商品券事業に続いて2月に実施す ることで、切れ目ない経済対策事業の実施により新型コロナウイルス の影響で甚大な被害を受けた市内経済の復興を目指す。</p> <p>●事業内容 市内加盟店においてPayPayを活用して支払った場合、1回の会計 で上限3千円、期間中1人最大1万円分のポイントを還元するための 費用を予算化</p> <p>①還 元 率：最大20% ②実施予定期間：令和4年2月1日～28日 ③市内加盟店数：444店舗（10/30時点）</p>	商工振興 課 P10～11
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	新型コロナウイルスワ クチン接種体制確保事 業	153,872	34,124	187,996	34,124 新型コロナ ウイルスワ クチン接種 対策費国庫 負担金 他	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルスワクチン接種において3回目の追加接種が決定 したことにより、3回目接種に向けた体制確保並びに接種準備を 図り、香岐医師会協力のもと円滑な接種を実施する。</p> <p>●事業内容 3回目接種対応（令和3年12月中旬～令和4年8月予定）のための運 営経費等のうち、令和4年3月実施予定分迄を予算化</p> <p>①実施期間 【全体】令和3年12月中旬～令和4年8月予定 →うち令和4年3月実施予定分迄</p> <p>②対象者 2回目接種を終えた全ての希望者 （2回目接種完了から概ね8か月以上経過後）</p> <p>③対象予定者数（令和3年10月末時点） 【全体】20,808人（令和3年12月中旬～令和4年8月予定） →うち8,518人（令和4年3月実施予定分迄）</p>	健康増進 課 P10～11

資料 2

令和3年壱岐市議会定例会11月会議

議案第60号関係資料

第10弾壱岐市緊急経済対策事業

■実施事業の意義：市内の消費喚起を促し、かつ国が掲げる「2025年までにキャッシュレス化40%」の取り組みに呼応するため、キャッシュレス消費喚起対策事業を実施する。1月末まで使用できるプレミアム商品券事業に続いて2月に実施することで、切れ目ない経済対策事業の実施により新型コロナウイルスの影響で甚大な被害を受けた市内経済の復興を目指す。

■補正予算額：55,000千円

■具体的施策

事業名	第2回キャッシュレス消費喚起対策事業
補正予算額	55,000千円
【事業概要】 ・市内の消費喚起を促し、かつ新しい生活様式の推進を図ることを目的として、市内店舗でスマートフォンによるコード決済を、指定する期間中に利用した場合、最大20%のポイント還元を行う。	

第2回キャッシュレス消費喚起対策事業 概要

- 事業名：第2回キャッシュレス消費喚起対策事業
- 事業概要：市内の消費喚起を促し、かつ新しい生活様式の推進を図ることを目的として、市内店舗でスマートフォンによるコード決済を下記の期間中に利用した場合、最大20%のポイント還元を行う。
- 具体的な手法：市内加盟店においてPayPayを活用して支払った場合、1回の会計で上限3千円、期間中1人最大1万円分のポイントを還元する。
- 還元率：最大20%
- 実施予定期間：令和4年2月1日～28日
- 市内加盟店数：444店舗（10/30時点）
- 所要予算額：55,000千円
（ポイント還元部分原資50,000千円、プロモーション費等5,000千円）

参考

◎ポイント還元例

（還元率20%、1回の上限3千円、期間中1人最大1万円分のポイント還元）

○1千円をPayPayで支払った場合 → 後日200円分のポイントが還元

○1万5千円をPayPayで支払った場合 → 後日3,000円分のポイントが還元

○2万円をPayPayで支払った場合 → 後日3,000円分のポイントが還元

資料 3

令和3年老岐市議会定例会 11月会議

議案第61号関係資料

壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例（令和3年壱岐市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（運行業務の委託）

第2条 条例第2条ただし書の規定により、市長が委託することができる業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 市営乗合タクシーの運行管理業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 前2号に附帯する業務

（運行回数等）

第3条 市営乗合タクシーは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く平日に運行し、運行回数及び運行時刻は、別表第1のとおりとする。

（使用料）

第4条 使用料については、別表第2のとおりとする。

- 2 使用料のうち、75歳以上高齢者の適用者については、市内路線バス乗車カード交付要綱（平成17年壱岐市告示第29号）により交付を受けた市内路線バス乗車カード等の提示により確認を行う。
- 3 使用料については、回数券等を発行することができるものとする。

（使用料の減免）

第5条 条例第7条の規定により、未就学児は、使用料を免除する。

- 2 条例第7条の規定により、次に掲げる者は、使用料を75歳以上高齢者の額に減額する。
 - (1) 身体障害者手帳等を提示する者
 - (2) 小学生

（収入金の納付）

第6条 第2条第2号に係る業務の委託を受けた者は、当月分の利用者を集計し、市に報告を行い納付するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	往路		復路	
	初山発	壱岐病院着	壱岐病院発	初山着
1便	8:00	8:40	8:50	9:30
2便	10:00	10:40	10:50	11:30
3便	13:00	13:40	13:50	14:30
4便	15:00	15:40	15:50	16:30

別表第2 (第4条関係)

区分	一般	75歳以上高齢者
初山地区内	100円	100円
坪触 若松触 ～ 区域外	200円	100円
初山西触 初山東触 ～ 区域外	300円	100円